

J R 東海労働関西地「申」第12号
2020年9月28日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

2020年度職場改善諸要求の申し入れ（運輸所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。さらに毎年、新たな問題も発生する。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定し改善すること。

記

I. 新幹線各駅・各車両所における労災が起こりうる危険箇所の改善要求

- (1) 各車両所の昇降台（手摺りのサビ・階段滑り止め・頭上の突起物・長さ等）を整備すること。
- (2) 東二両着発25番線における手歯止め使用に関し、No. 5位に変更すること。
- (3) 気温35度以上の日は、熱中症対策として巡回行路を中止すること。
- (4) 安全通路での左右確認喚呼は、「右よし・左よし」に戻すこと。
- (5) 勤務中の怪我は、全て労災申請出来るようにすること。
- (6) 名古屋電留線昇降台付近及び安全通路付近の雑草は、定期的に伐採すること。
東一両安全通路付近の雑草も定期的に伐採すること。
- (7) 熱中症対策として、各駅ホームに水とお茶を設置すること。
- (8) 新大阪駅ホームに乗務員専用エレベーターを設置すること。
- (9) 大一両仕業庫、16号車デッキにある階段の幅を拡張すること。
- (10) 名古屋電留線の安全通路は不安定箇所（コンクリートブロック）を整備すること。

II. コロナウイルス感染防止対策に対する要求

- (1) 検温は、職場入口（全日警詰所）で行うこと。
- (2) 検温実施に伴う、労働時間を1分付加すること。
- (3) 発熱37.5度以上時の勤務認証は、私傷病扱いとせず在宅勤務とすること。
- (4) 出勤時刻前にアルコール検査を行った場合は、労働時間としてカウントすること。

- (5) 全社員にPCR検査を実施すること。
- (6) 新型コロナウイルス等の感染症罹患時の勤務扱いを明確にすること。
- (7) ロッカー室内にマスク専用の蓋付きゴミ箱を設置すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染防止対策として、定例訓練を中止すること。
- (9) 大阪第一運輸所・大阪第二運輸所の乗務員準備室内に飛沫感染防止対策を取ること。
- (10) 職場内の空気の換気時は、ロッカー室も含めて換気すること。
- (11) 社員が新型コロナウイルスに感染した場合、包み隠さず速やかに公表すること。
- (12) 名古屋ホーム詰所における三蜜を避けるため、待機室を名古屋運輸所または名古屋駅に待機スペースを設けること。
- (13) 各種委員会の開催を中止すること。
- (14) 各職場内に、全社員が常時使用できる体温計を置くこと。
- (15) 各運輸所の浴室内脱衣所にアルコール消毒スプレーを置くこと。

Ⅲ. 責任事故等起こりうる危険箇所の改善要求

- (1) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。あるいは、名古屋車両所回送線にある停止限界標識と同じようにLEDで照査すること。

Ⅳ. 寝室・備品等、職場内設備の改善要求

- (1) 寝室のシーツを毎日交替すること。
- (2) 三島車両所、寝室のハンガー掛けの高さを低くすること。
- (3) 大阪第二運輸所浴室の黒カビを掃除すること。
- (4) 大阪第二運輸所浴室の排水口を定期的に消毒と清掃をすること。
- (5) 寝室の布団及び毛布を定期的に乾燥させること。
- (6) 寝室のズボンプレッサーを撤去すること。使用者は、その都度申告し貸出すること。
- (7) 寝室に空気清浄機及び湿気が除去出来るエアコン（プラズマクラスター）に変更すること。
- (8) 各乗務員待機室に空気清浄機を設置すること。
- (9) 寝室のエアコンの清掃を定期的に行うこと。
- (10) 寝室の部屋割りは、行路毎に固定すること。
- (11) 寝室のスリッパをゴムスリッパに変更し、定期的に交替すること。
- (12) 寝室の枕及び枕カバーを全て新調すること。
- (13) 各運輸所内の浴室に設置している洗濯機・乾燥機を増設すること。
- (14) 各ロッカーにタオル掛けを設けること。
- (15) 寝室の浴衣は、各サイズ（L/M/S）を用意すること。

Ⅴ. その他の改善について

- (1) 規程類訂正は労働時間とすること。また、訓練時間内で行うこと。
- (2) 連続休暇の不可日をなくすこと。

- (3) 毎月25日の勤務発表時の白日をなくすこと。
- (4) 新大阪ホーム詰所は、常時使用可能とすること。
- (5) 名古屋ホーム詰所の旧喫煙ルームの壁紙を貼り替えること。
- (6) 各乗務員待機室及び各乗務員休養室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fiを設置すること。
- (7) 東一運の浴室を拡大し空調を新設すること。
- (8) 全乗泊に乗務員専用の洗濯機及び乾燥機を設置すること。大井乗泊に乾燥機を設置すること。また、関連会社の使用は別に設けること。
- (9) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。
- (10) 三島車両所3Fの待機スペースを拡張すること。また、浴室に下駄箱を設置すること。
- (11) 鳥飼車両基地内に24時間営業のコンビニを設置すること。
- (12) 制服ズボンのポケット内布地の強度を高めること。
- (13) 新大阪駅21、22番線東京方、階段前の扉のテンキーをプッシュ式に変更すること。
- (14) 乗務員に靴を貸与すること。
- (15) 合服着用時のYシャツは、会社が貸与すること。
- (16) 衣替え（5月・11月）時期による制服の着用は、個人の判断に任すこと。

以上